


浜松の社労士が助成金不正申請で懲戒処分を

受けました。助成金の審査がますます厳しくなっています。

助成金のことで何かありましたら、必ず事前に当事務所に

ご相談ください。

所長 村松貴通 

中 日 新 聞

2013年(平成25年)3月26日(火曜日)

助成金申請改ざん
浜松の社労士処分
業務停止1年

中小企業緊急雇用安定助成金の申請資料を改ざんしたとして、厚生労働省は浜松市南区の社会保険労務士を社会保険労務士法の規定に基づき、一月十三日から一年間の業務停止とする懲戒処分を行った。公告は一月三十一日付。

厚生省の公告によると、同社労士は二〇一

一年五月、事業主に代わって申請するのの際し、改ざんした損益計算書を基に助成金の申請資料を作成し、静岡労働局長宛てに提出した。この行為が社労士法が懲戒対象とする「重大な非行」に当たるといふ。

責 争 日 新 聞

平成25年(2013年)3月26日(火曜日)

雇用安定助成金
社労士、申請で不正
浜松

浜松市南区の男性社会保険労務士(45)が、中小企業緊急雇用安定助成金の申請手続きで不正を行っていたとして、1月に厚生労働省から1年間業務停止の懲戒処分を受けていたことが25日、分かった。静岡労働局などによると、男性社労士は、同

市内の顧客企業に代わって助成金の申請手続きを行う際、「勘定科目残高一覧表(損益計算書)の内容を、実際より業績が悪化しているように改ざんし、受給要件を満たしているよう装った。これを基に虚偽の内容を記載した申請書類を2011年5月に静岡労働局に提出したという。

顧客企業は不正を知らず、助成金を受けたという。静岡労働局は同社に助成金の返還を請求した。